

第 3 回

義援金配分割合決定委員会

(平成 23 年 12 月 8 日)

「第3回義援金配分割合決定委員会」

午前10時00分開会

○**日本赤十字社** 定刻となりました。ただいまから第3回義援金配分割合決定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

議事に入ります前に、1点事務連絡ですが、会場設備の関係でマイクは有識者の先生方のテーブルの2台と事務局に1台、そしてこのワイヤレスマイクだけとなっております。委員の皆様がご発言されるときに、スタッフがマイクを持っていきますので、その上でご発言をお願いできればと思います。皆様の前にあります小さいマイクは録音用のマイクでございますので、マイクが行くまでお待ち下さい。

それでは堀田会長、議事進行をお願いいたします。

○**堀田会長** よろしくお願ひいたします。恐らくこれが最後の決定委員会になろうかと思ひます。ということで、本日の議事次第は、まずこれまでの義援金の配布状況、それから、最初は9月いっぱいまでということで義援金を募っておりましたが、その後10月以降、来年の3月まで延ばされておひます。そこで、10月以降はどういうふうひ義援金が集まっておひますのか、この状況、この1と2は報告であります。

3番目の議題が本日の協議でありまして、今後どうひいうふうひ義援金を配分するかということをしかりここで決める。今までどおりでいいとか、あるひはこうひいう点を加えて考慮するとか、そうひいうた議論であります。これが本日の議題で、そのほかに何か議題があればこれもしかり取り上げたいというふうひ思っておひます。

これまで義援金約3,400億円、尊いお金ひ寄せられておひまして、そのうち1次と2次で配分いたしました配分状況ひ非常に遅いということが強く言われておひますけれども、現時点で見れば、市町村に送金された額を分母にとれば、そのうちの9割、これが配布されたというふうひ聞いておひます。ただ配布状況ひ事情があるのかと思ひますけれども、なお低調な市町村もあります。1次、2次分でありますの

で、緊急にこれは配布するということが、寄附者の意思に沿うことであります。ぜひ早急に配布事務を進めていただきたいと、そのように督促していただきたい。

また、事情があつて、例えば家の被害の認定などに時間がかかっている、事務的な理由で遅れているところ等あろうかと思ひます。県におかれてもいろいろと支援・ご指導をいただきまして、早急な配付をお願いいたしたいと思ひます。

という状況を踏まえまして、これから議事に入ります。

最初に、報告である1、2の事項に関しまして、事務局、ご説明いただくこととなりますが。

○社会・援護局総務課長 それでは、資料のほうを説明させていただきます。

資料1の方でございます。

9月30日までに受け付けた義援金の配付状況でございます。募金総額が3,281億円ということでございまして、都道県への送金額は、1次、2次を合わせまして3,087億円、それから都道県から市町村への送金額は、1次、2次を合わせまして2,853億円、そして被災者への配布額は、市町村から配付が2,629億円ということでございます。件数にいたしまして、延べ96万件余りということになっております。

なお、日本赤十字社、あるいは共同募金会、NHK等に集められましたこの募金総額と、都道県への総金額は、まだ被害が確定をしないという自治体もございますので、現在まだ若干の額がそれぞれに留保されているという状況でございます。

1枚めくっていただきまして、各都道県の義援金の配付の状況でございます。100%既に終わったという自治体もございまして、非常に数が多い、特に岩手県、宮城県、福島県、茨城県等々におかれましては、今後配付されると思われませんが、全体としては90%余りが市町村の方から被災者の方々に配付されているということです。今後確定したらどんどん配付されていくのだらうというふうに見込まれます。

それから、次のページをごらんいただきまして、10月以降に寄せられました義援金の状況でございます。受け付け期間は、9月に発表さ

れましたように、募金4団体さんのほうから、10月1日から来年の3月31日にまで延長するというところでございます。受け付け額は10月1日以降、12月2日現在までで116億円という義援金を寄せていただいております。

その次のページをごらんいただきますと、義援金の各月の受け付け額ということでございますが、徐々に徐々に減ってはおりますけれども、まだまだ尊い義援金が寄せられているという状況にございます。

現状はここまででございます。

○堀田会長 ありがとうございます。ざっとした状況はそういうことであります。よろしゅうございますね。これは事実の報告です。

それでは早速ですが、協議に入りたいと思います。資料3ですか、協議の材料が準備されております。そのほか義援金をこれからどういうふうに活用しつつ締めていくかという、そういう問題であります。

事務局のほうで問題提起をいただけますか。

○社会・援護局総務課長 それでは資料の説明をさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたが、9月までの義援金と10月以降の義援金を、ただいま会長からございましたように、これをどのように効果的な配分をしていただくのかということでございます。

基本的に、これまで15都道県で配分されてまいりましたので、引き続き15都道県に配分をしていきたいということでございます。まず1点目、義援金のより効果的な活用ということでございます。義援金を寄附された方々のご意思といたしましては、まず被災者の方々の当座の生活支援をということだろうと思います。

一方、震災から9カ月が経過をいたしまして、当座の生活支援の目的ということにつきましては、義援金の配付に加えまして、この間、被災者生活再建支援金など、さまざまな公的給付の支援ですとか、それから政府といたしましても、三次補正予算等も含めまして、復興の支援ということを進めてきているところでございます。

このような復興支援の取り組みがだんだん進んでいくという中では、義援金の配分につきましてもより効果的な活用の方法の一つといたし

まして、例えば震災の遺児・孤児、こういった方々への基金といったようなものを造成していただいて、それでメリハリをつけて配布をしていただくというようなことも、今後考えられるのではないかというふうに思っております。

この配分委員会はいくまでも、被災都道府県への配分をするということでもありますので、具体的な配分に当たっては各自治体の配分委員会でご決定いただくというのは、これまでもそのとおりでございますし、こういったメリハリをつけていただくといったようなことを、この委員会として各県に要請をするというようなことを決めていただいております。

その上で、この義援金の取り扱いを9月までの分と10月以降分に少し分けて考えまして、9月までの分はこれまでどおりとし、10月以降分のほうはメリハリをつけて配分することもできるようにしてはどうかということがございます。そうしますと、9月末までの分はできるだけ早く、できれば12月中には各都道府県に、現在いろいろ審査されている分も含めまして送金をしていただき、最終的には来年3月の義援金の受付期間終了後には速やかに確定をしていただいて、さらに精算をし、その結果、残余が生じた場合は、再度最後の配分をするという形でやってはどうかということです。

一方、10月以降の分は、これまでの指標で定期的に配分させていただいて、渡しきりという形で、各自治体の実情に応じた配分基準を作成していただくような形にしてはどうかということです。その際には、先ほど申しました遺児・孤児への配分というようなことも考えていただいております。資料の3-1のほうにご提案をさせていただいたところでございます。

今後の配分の考え方では、9月30日までの受付分は、今申しましたように、被害指標による配分ルールで全額を配付いたします。それから、義援金受付期間終了後には、精算し、残余を配分する。10月以降部分は2次配分の配分ルールで、被害指標で配分をしますが、これは精算を行わず、各県の配分委員会で配分基準を検討する。その際、各自治体においては、遺児・孤児等の被災者基金に積み立てて配付する

などの効果的活用を委員会として期待をすると。決定権は都道府県、市町村の配分委員会にございますので、こういう考え方にしてはどうかという案でございます。

当然その案は、次のページをごらんください。これは、第2次配分に当たっての共通認識、6月6日にこの委員会の決定事項ということで決めていただいております。復習になりますけれども、ここでは義援金の配分に当たりまして、被災の程度に応じると。それから、具体的には死亡等の指標で按分いたしますと。これでまず按分をするということがこのルールでございます。今現在留保している9月分までの分を各自治体にそのルールで送金いたしますということです。

それから、被災者への義援金の配分は、各自治体の配分決定委員会でご検討し、決定していただくということでもありますので、先ほど冒頭会長からもございましたが、迅速な配分ということにも留意するというところでございます。

それから、自治体においてできるだけ迅速な配分をお願いしたいということと、あくまでも義援金、これは被災者の支援ということで全国から送っていただいておりますので、基本的には被災者に渡るといいうことです。

なお、事業活動等につきましては、共同募金会などでサポート募金をされておりますので、ぜひそういうのを活用していただくのが筋ではないかというふうに思います。何かあれば共同募金からも一言付け加えていただければ良いですが、原則このルールだということです。

それから、あくまでもこの義援金は被災者に届けるということでございますので、自治体の一般行政経費の歳入不足の補てんにはしない。それから、速やかな公表をするとされています。なお、速やかな公表につきましては、9月以降毎週ご協力をいただいて、配分状況を市町村単位まで厚生労働省のホームページに毎週掲載させていただいておりますので、既にオープンにさせていただいております。これらのルールを前提にした上でこの考え方で、今度10月以降はメリハリがつけられるような形にしてはどうかというふうなご提案でございます。

以上でございます。

○堀田会長 ありがとうございます。

議論は遺児・孤児の例も出ましたけれども、10月1日以降寄せられます分につきまして何らか新たな配慮をするのか、そしてその仕方はどういうふうにするのかという議論であります。ただ、その議論をするときに新たな、国から都道県に配分する基準までも変えるのか。あるいは、基準はそのままにしておいて、都道県あるいは市町村の置かれた状況の中で新しい配慮をするという、そういう方向で遺児・孤児その他の問題、新しい事態に新しい考え方で対応するのか、対応の仕方の問題があります。どういう点を配分に当たって、特に10月1日以降考慮するのか、その考慮する点を、今度は配分の仕方でもこの段階で反映するのか、そういうことになろうかと思いますが。

西崎さん、遺児・孤児と出ていますが、いかがでしょうか。例が出ておりますが。

○西崎委員 もともと第1回、第2回でも、当面は直接被災された方々、あるいは遺族の方々に対して義援金を配分すると。しかし、長い目ではもう少し将来に影響を与えるような、将来を見通したような支援策があってもいいだろうというので、震災孤児・遺児への支援、あるいは子どもたちへの教育の基金のようなものというのは、これは非常に重要だろうと思います。

ただ、基本的にはこれは各都道県、いろいろ事情がおありだろうと思いますし、市町村もそうでしょうし、そこでこれからの配分をもとに考えていただくというのが望ましいのではないかというふうに考えます。

○堀田会長 高橋さんは、新しく配慮すべき項目という内容の点、それから配分の仕方に、どの点でそれを考慮するかという点、いかがでしょうか。

○高橋委員 原則的には、その都度、その配分の中身なり仕方を変えるというのは、全体のバランス上、問題なのではないかと思います。きちっと原則的に対応していくということは、国民の目もありますので、しっかり対応したほうがよろしいかというふうに思います。

ただ全体として、もう既に9カ月ぐらい過ぎている状況で、まだ一

部配布されていないという現状については、ぜひ速やかに効果的に配分していただく、その努力を引き続きお願いしたいなというふうに思っております。

○堀田会長 高橋さん、早期にすべきは1次、2次の分ですよね。従来基準、これはもう早い時期に寄せられている分でありますから、早急に配ってほしい。

10月1日以降という、今のような状況をもとにして寄附者がお金を寄せてくれるわけですね。そうすると、これを配るに当たってメリハリをつけたらと。メリハリのつけ方もいろいろな見方があると思いますが、そういう内容についてはどうお考えですか。

○高橋委員 緊急避難的な、そういう義援金の性格から言えば、先ほど申しましたように、9カ月もたっているという状況からも、メリハリのきいた孤児に対する支援とかいうことは必要だろうというふうに思いますね。

それから、原発問題についても、いろいろと新たな情報が次々としてくるような状況もありますので、その辺についての配慮もしっかりしていったほうがよろしいのかなというふうに思っています。

○堀田会長 そうですか。各自治体さんのほうで、実際に配分に近いところでお仕事をしておられると思いますが、9月30日までの分はなるべく迅速に、緊急支援ということで配ってほしい。これは従来どおりで、早くとお願いするほかないですが、10月1日以降寄せられている寄附金、今のような状況のもとでなおかつ寄せてくださっている方々のお気持ち等も考え合わせながら、被災地の実態に応じてこれまでと異なる何らか新しい配慮をする必要が出ているのか、そのあたりのご感触があれば伺いたいんですが。

宮城県、岩手県、それから事情は異なりますが福島県のご感触、あるいは茨城県のご感触を伺えればと思います。メリハリをつけるという点についていかがですか。宮城さん、岩手さん。

○宮城県 宮城県の状況を今申し上げますと、遺児・孤児につきましては、この資料にもございますけれども、別途、東日本大震災みやぎこども育英基金を募っております、そちらでの対応を考えておりま

す。あと、義援金のほうでも、遺児・孤児の方々に対して、一時的なご支援にはなるんですが、県で独自に寄せられた分で対応しております。ただ、メリハリということについては、前回のこの会でも、より迅速にという部分で大部分を、その余の部分についてはきめ細かく配慮をとというようなお話もあったかと思っておりますので、そういう部分はある程度自治体のほうに任せていただければ、より効果的な配分ができるのではないかと考えております。

○堀田会長 ありがとうございます。メリハリのつけ方は自治体に任してくれと。

岩手県さん、いかがでしょう。

○岩手県 岩手県でも、このペーパーにございますとおり、6月だったかと思えますけれども、大分早い時期に震災の孤児の方の希望基金というものをつくりまして、それで、ふるさと納税の項目の中に、その基金への寄附というような項目を設けまして、そういう項目でふるさと納税をしていただいた方の財源なり、あるいはそれぞれの寄附金の中から子どもたちの基金のほうに入れてくれというような申し出があったもの、そういうようなものをその子どもたちのための基金のほうに入れているというような実態でございます。

やはりこれから次代を担う子どもたちのためにということで重要なことだと思っておりますので、そこの辺はこれからの大事な義援金なんかの使い方を、有意義な格好で使わせていただければというふうなことはしていると思えます。

○堀田会長 ありがとうございます。

福島県さん。

○福島県 メリハリということで、震災遺児・孤児等の被災者支援基金積み立て配布するということについては、特に異論はないわけですが、10月以降受け付け分ということにつきまして、ちょっと福島県の事情といいますか、なかなか進んでいないというおしかりもあるかと思えますけれども、例えば郡山市とかいわき市につきましては被害の家屋の認定がまだ進んでいない、いわゆる被害の確定がまだ出てないというところもありますので、そういうものについて、それか

ら、これからの確定した時点で義援金を送る必要があるという方たちからしますと、その10月以降受け付けということをもう少し延ばしていただくというか、例えば来年の1月以降とか、そういうことでもう少しこの時期というんですか、そこの配慮をお願いしたいということを考えております。

○堀田会長 今の点は、事務局いかがですか。

○社会・援護局総務課長 多分被害認定の審査中の部分は、要するに既に9月までの配分の中で、それは被害の確定作業中ですから、その留保分に入っていると思いますので、含めて考えるということになると思います。

○堀田会長 留保分でということですね。

○社会・援護局総務課長 現在日赤さんのほうでまだ留保分がございまして、それは各県まだ確定が作業中であるという戸数は聞いておりますから、それは含めて考えたらどうかというふうに思っております。

○堀田会長 日赤さん、補足はありますか。

○日本赤十字社 いや、ないです。

○堀田会長 いいですか。

福島県さん、いいですか、今の。

○日本赤十字社 恐らく今ご心配されている被害確定ができていないところについても、被害を確定していただいて、その部分については9月末までの留保分がありますので、それでお送りできるという考え方になったと思います。

○堀田会長 それでいいですか。

○福島県 はい。

○堀田会長 よろしいですか。ありがとうございます。

茨城県を忘れるなど言われています。

○茨城県 私どもは亡くなった方が、今までの3県に比べて非常に数としては少ないものですから、建物被害が主な部分でございまして、やはり今までの義援金のルールがある程度定着しているものですから、ここでちょっとルールが変わるということは、被災者の皆さんに

十分なご理解をしていただくような機会を設けないと、なかなか難しいかなと思っております。

今お話を伺っていた中で、今日のポイントが遺児・孤児の皆さんの支援というのを重きを置いていくのか、あるいは、先ほどご説明がありました、メリハリをつけるその一つのものとして、遺児・孤児の皆さんに対する支援というものになるのか、その辺のウエートの置き方がちょっと今の議論ではわからないので、その辺をもう少し固めていただいて、ただメリハリということで、今後そういう形で決まるのであれば、メリハリの裁量ですね。これについて各自治体にどのくらいの部分がゆだねられ、任されるのか、そういったものについてもご議論いただければありがたいと思っています。

以上です。

○堀田会長 そういった点についてご議論が欲しいということで、ご議論ありますか。

高橋さん、いかがですか。

○高橋委員 各自治体の裁量によることを多とすべきだろうというふうに考えます。こちらで云々ということよりは、それぞれの自治体にお任せすることがよろしいかと。

それから、孤児等々のその対応については、一つの事例として、特徴的な事例のひとつとしてこういうものがあるのではないかと。それ以外はそれぞれの地域の実情に応じて、メリハリをつけていただくということでよろしいのかなと思います。

○堀田会長 という意見であります。要するに、各自治体のご判断でありますけれども、どうぞ各自治体の実情に応じてメリハリをつけていただくことは大いに考えていただいて結構と。そのつけ方の例として遺児・孤児というのが挙がっておりますけれども、宮城県さんのように、それについてはほかのいろんな基金等があるという事情であれば、そういう点もあわせて、どういう点でメリハリをつけるかは各自治体に任されているということでありませう。

例えば、うちだとこういう点を特に考慮したいとか、することが考えられるとか、何かメリハリのつけ方、遺児・孤児以外に、都道県内

の実情に応じて思いつかれるところがあれば、これは例ですので、その県がそうするというわけではないんですけれども、何かありますか。例えばうちの県だとかこういう点をちょっと考えてみることも検討したいというような、その中身についての、頭に浮かんだようなことはありますでしょうか。

どうぞ、高橋さん。

○高橋委員 宮城で出ている基金というのは、僕はいいと思います。その基金を立ち上げて、それで必要に応じて臨機応変に対応していくというのが、一番やっぱりよろしいかなというふうに思います。

○堀田会長 それは遺児・孤児の対応の仕方の問題ですよ。

この義援金の使い方について、うちはこんな事情もあるんだというような。いいですか。

あまり言ってしまうと、また縛られると困るというのもあろうかと思えます。いずれにしても、西崎さん、そういうことでいいですね。

○西崎委員 はい、結構です。

○堀田会長 先ほど、高橋委員にまとめていただきました。いろいろとメリハリをつけていただきたい、いただくのが結構と。それは、ただ自治体の実情にじますので、どうぞ自治体のほうで実情を見てご判断いただきたい。もちろん、従来どおりで結構と。迅速を重んじるということであれば、それはそれで結構ということでもあります。

中身についてそういうことであると、国として配る場合のポイントのとり方ですね。これもこれまでどおり、つまり9月30日以前と同じ基準で国としては配る。国としてはなるべく迅速に配りたいということですので、従来基準で配るということで、それでいいでしょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ、宮城県さん。

○宮城県 2点ほど確認させていただきたいのですが、メリハリというところなんですけれども、基金は、宮城県の東日本大震災みやぎこども育英基金にしても、基金に積んだ後、実際、各年次に応じて歳入の一般財源のほうに繰り入れをして、それで歳出をするわけなんですけれども、そうなった場合に、前回の6月6日の共通認識の申し合わ

せ事項の、一般行政経費の歳入不足の補てんのために充てないというところとの兼ね合いが出てくるかなと考えておりました、直接的に被災者の方々の支援に当てる、例えば基金からの教育費の支給とか、そういった事業についてはこれの例外というか、拡大解釈をして、被災者支援ということで義援金の配分の一例として考えてもよろしいということなのかというのが1点。

あと、配分の基準の時期なんですが、宮城県も福島県さんと同様に、まだちょっと被害の確定が途上にある状況にございまして、宮城県の事情を申し上げますと、その基準になる時点というのが、できれば例えば直近の11月末現在ですとか、そういうような形で、遅いほうが宮城県としては好ましいという状況がございます。

以上でございます。

○堀田会長 事務局。

○社会・援護局総務課長 前段のほうにつきまして、基本的にこれは県としてお金を中に浮いたまま持っているわけにいかないなので、あくまでも預かり金経理として、県を通過して出ていくということで、たまたま公金扱いになっているということだろうと思います。最初につくった原資がこの義援金であって、その額がそのまま本人さんに渡っているとして、それに加えて県がさらに上乘せされるというのは、被災者のお手元に渡るときには義援金は義援金として渡っているわけですので、問題ないのではないかと思います。

ただ、義援金が出ているから県の経費がへこむとかと言われてしまうと、ちょっとそれは配分委員会のルールとは違うのではないかと趣旨でございます。

それから、後段につきましては、先ほど申しましたように、現在も被害認定審査中のものがあるということでもありますので、それを含めた上での配分とさせていただくということだと思います。

○堀田会長 後段の部分は先ほども議論されました。前段の部分、明快な説明、それでよろしゅうございませぬ。

○宮城県 はい、ありがとうございます。

○堀田会長 じゃ、ほかのところ。要するに一般行政経費の歳入不足

の補てんのたぐいには充てないという一般ルール、このルールは変えない、その範囲でどうぞという、そういうことであります。

国が都道県に配布する場合の基準については、10月1日以降の分についても従来どおりの基準によるということをご確認いただきました。その上で、どうぞメリハリをつけていただきたいということですが、メリハリをつけるに当たっては、資料3-2、前回決めました共通認識は変えないで、これは基本ルールですので、この基本ルールの範囲内でご工夫いただきたいと。工夫するというのでいかがかということ、何かその点につきまして、つまり資料3-2にある前回決めた共通認識は変えず、その範囲内でいろいろ工夫する、メリハリをつける。ただし、基金の問題については先ほどのような答えで、これに適合すると、そういうことですが、それについて特に異論がある点、問題をお感じになる点等あれば。

どうぞ、岩手県さん。

○岩手県 今の問いかけに対して話せばいいことかどうか、ちょっとわからないんですけれども、ルールということですが、今のお示しされた今回の内容でございますと、9月までに受けた義援金については、その後、いつの時点の実績かわかりませんが、精算すると。それから10月以降のものについては、より最終の、ポイント制だか何だかの基準に基づいて配布しただけで、それは精算はしないというようなことのございますけれども、義援金というのは9月前に受けようが、10月以降に受けようが、被災者のための義援金というのには変わりはないと思うので、何か3月31日までという期間があるわけですから、一番最後に精算するというのが普通考えられることとございますけれども、9月末までに受けた義援金と、それから10月以降に受けた義援金の、その精算する、しないの取り扱いを変える理由ですか、それがちょっとよくわからないんですけれども。

○堀田会長 じゃ、提案者のほうから。

○社会・援護局総務課長 これまでの分は、今、既に決まっているルールで被災者の方々に配っておられると思いますので、例えばその方の被害認定が半壊か全壊かということで、確定した段階でお配りにな

るはずですね。それが1人だったのか2人だったのか3人だったのかという形で確定するのだと思います。

ただし、10月以降、メリハリをつけていただく場合に、例えば基金をつくって遺児・孤児、あるいは障害者の支援とかに将来にわたって配付していきますという、それを精算というのはちょっとなじまないのではないかと。子どもさんが大きくなるのに10年、20年かかるわけですから、そうした場合に、精算をするのかしないのかということになりますので、そこはむしろ各県で配分を工夫されるときに、技術的に難しいところがあるのではないかと思います。特に基金をつくったような場合はすぐに精算とかにならないものですから、その部分の10月以降の配分額についてはある意味渡しきりにして、有効活用していただきたいという趣旨でございます。

○堀田会長 基本的な性質から言えば、1次、2次配分のときには9月30日までの募金ということで、要するに、そのときの大変な緊急状態、困っておられる状態を少しでも速やかに支援したいと、そういう趣旨で寄附者も寄附してくださっている。そういう前提で、緊急性を非常に大きな要素として考えました。

それを10月1日からさらに半年間延ばした。もう今はそれは最初の状態とは違いますので、むしろ緊急にすぐ何とかというよりは、この困っている状況をじっくりいい形に持って行ってほしいという、そういうお気持ちの寄附が多くなってきているだろうと。そうだとすると、いろいろと柔軟にそういうお気持ちも考えながら、例えば基金をつくってゆっくり遺児・孤児の方に絞って出すとか、そういったような使い方もいろいろ考えられるであろう。また、1次、2次では十分配慮できなかったほかの点を配慮するということも、これは各自治体さんの実情に応じていいのであろう。

そういうふうには、その自治体に応じて自由に、より自由に使っていたらこうということになれば、これはむしろ信頼して渡しきりということのほうが性質に合うのかなと。恐らくそういうような配慮もあってのご提案かと思いますが、いかがですか、岩手県さん。あるいはほかの都道府県でご意見ありますか。

どうぞ、東京都さん。

○**東京都** この資料3-1の下から3行目の各自治体とあるのが、まず質問なんですけれども、都道県レベルを言っているのか、市町村レベルを言っているのか、それとも両方含んでいるのか。

それと、例えば都道県レベルが市町村に、このルールに基づいて配布して、あと市町村のほうで有効活用してくださいという、都道県レベルでは決めないで、市町村レベルで自由に使っていいですよということも可能というふうに、この文章は読めるかどうかというので、ちょっとお聞きしたい。

○**堀田会長** これは提案者の文章ですので、提案者から。

○**社会・援護局総務課長** ご説明します。6月6日の委員会の決定でも、ある程度自治体の配分委員会で検討して決定するとなっております。これは各県の状況を見てみますと、県のほうで決められて、市町村の配分委員会が同じやり方というところもあるようですし、一方、県はあくまでも市町村への配分までで、市町村で個々に判断される場合もあります。この自治体というのは各件の状況に応じまして、県だけであったり、あるいは両方あるかと思えます。ただ、県が決められる場合でも、市町村の配分委員会も必ずできておりますから、それはたまたま同じルールだということだろうと思えます。ですので、両方入っているというふうにお読みいただければよろしいかと思えます。

○**堀田会長** 提案者の意向はそういうことです。

○**東京都** 後半の質問で、要するに都道県がこの配分ルールに基づいて市町村に配って、あと市町村がメリハリをつけて配分するということは可能ということによろしいんですか。

○**社会・援護局総務課長** 可能です。

○**堀田会長** 神奈川県さん。

○**神奈川県** 先ほど福島県さんと宮城県さんから、基準、今までのルールどおり配って精算するその時点の課題提起がございました。

神奈川県の場合の被災状況、15人の方、家屋のほうは物理的にもう確定なんですけれども、神奈川県の場合、15人の死亡の方がいらっしゃいます。若干名が県内で当日なり前後して亡くなった方ですけれど

も、ほとんどが被災県へ旅行中とか、被災3県にいらして死亡したことが後でわかったという状況でございます。それで、では9月までにわかった分ということで、その分はいただけるということなので、それは少し安心しましたけれども、これからわかる分、行方不明だったこともわからなくて、これからわかる分について、一定の配慮をいただきたいというふうに思っています。

神奈川の場合は数が少なく、お配りする対象が少ないので、国からいただいたのをそのまま市町村にお渡しして、配分委員会を設けておりません。ですから、プールをするということがこれからは難しいと思っています。やはりそのまま渡さざるを得ないだろうと思っています。そうすると基準の時点を、例えば年内とかあるいは1年たって3月11日、一定の配慮をした上で、それを過ぎれば、もう緊急的にお金が必要な状況はないだろうということでもいいと思うんですけれども、ちょっとその時期はご議論いただいて、方向づけ、これで本当にいいのかどうか、ぜひ議論いただきたいなど。

わかっているところはもういいんですけれども、旅行中に亡くなっているというのが後でわかるというのがあるということで、ちょっと議論いただければと思っています。

○堀田会長 既に決まっていることだと思いますが、日赤さん、扱いについて、今の点について。

○日本赤十字社 これについては、わかった段階で、県のほうにお送りしているもので対応していただくという形になると思いますし、見込みも含めてポイントを挙げていただければ、それはそれで充てることができると思います。

○堀田会長 どれだけ留保するかという話なので。

○神奈川県 見込みでポイントを追加していいということによろしいでしょうか。今の時点で全くわかっていない、そのポイントを上乘せして、9月30日までの分ということでお願いしてよろしいということでしょうか。

○堀田会長 どうぞ。

○社会・援護局総務課長 あと何人そういう方がいるかというのはち

よっと想定がつかないので、まずは、今協議している分とか、ある程度確からしい形で、例えば直近の数字で配分するということにさせていただき、3月に精算したときに、ある県さんは100人ぐらい必要であろうと思ったけれども、90人で済みましたよということもあるかもしれませんので、そこはもう一遍配分させていただくものと思っております。

それから、ある意味10月以降配分する中にそういう枠を設けていただいてもいいのかなと思います。神奈川県さんは、前と同じ方法でやるかということであれば、そういうことだろうと思いますし、また10月以降の中で神奈川県独自に、若干の留保もつけられるとかというような工夫も県としてであろうかと思えます。いずれにしても直近の被害状況により、9月までに集まった分を配分させていただこうと思えます。皆さんが、例えば今日までだとか、今月いっぱいという整理をしましょうというふうにご確認いただければ、それでも構わないというふうに思っています。

その上で、最後はもう一回精算をして、ちょっとたくさん配分されてしまったというようなところは、そこで調整させていただくと。3月の時点です。いずれにしても早く9月までの分を払うということだと思います。

○堀田会長 いいですか。

○神奈川県 そうしますと、例えば今月末とか、ここでは9月末を時点としては想定しているみたいですがけれども、その時期は今のお話の中で、例えば今月末とか、そういうことはいかがでしょうかね。

○社会・援護局総務課長 9月末までに受け付けた総額をどう配分するかという説明をここではしているだけですので、先ほど言いましたように、今12月に入ったところでもありますので、例えば10月に確定しましたというのも、当然これまでポイントとして重ねてきておりますので、別に9月30日にさかのぼってそこで決めようとか、そういう議論ではないと思っています。皆さんに合意いただけるならば、今月いっぱい被害報告をいただき、さらに義援金受付期間終了後、精算するというところでよろしいかと思えます。

○神奈川県 わかりました。

○堀田会長 いいですか。西崎さんもいいですね。

千葉県さん。

○千葉県 岩手県さんの質問のあったのと同じなんですけれども、9月30日までの受け付け分と10月以降の受け付け分の取り扱いを異ならせるというのが、ちょっとなかなか私は理解できなくて、10月以降受け付け分も、配分のルールとしては渡しきりと書いてありますけれども、1と0.5とか、そういった配分で引き続きやっていただくということでもありますし、いずれにしても、9月30日分までの受け付け分を3月の時点で最終の精算をするということですので、10月以降の受け付け分も合わせた形で、3月の時点でそこへ残っている部分を最終精算するということがいいんじゃないのかなと。

ただ、あくまでもこの2次配分の義援金を事業活動に配分しないとか、自治体の一般行政経費の歳入不足に補てんしないというルールのもとで、各自治体において震災孤児・遺児等の再生支援基金に積み立て配布することも可能だよというふうに言っていたらいいんじゃないのかなということ、分ける理由がちょっとなかなか私は理解できないんですけれども、何か早く被災者にこれによって配分できるんだよとか、何かそういうことがあるんでしょうか。

○社会・援護局総務課長 基金を創設された場合について、10月以降の分はより安定的な配分をするのならば、そのほうが皆さん方の配分の仕方にとっても安定的ではないかと思っています。後で精算とかどうとかという形になりませんから、そういう趣旨でありますので、あと事務の効率化とかも考えて、10月以降と分けたということです。

今の時点ですべての被害が確定しているのであればよろしいのですが、やはりおくらせているところがあるとか、いろいろな事情も我々は聞いておりますので、そういう中で10月以降の分をどうメリハリをつけるかといったときに、基金というのはある程度固まったものにしないと、後で減らしますよというわけにはなりませんから、一定額が積み上がるような仕組みが入っていたほうがよろしいのではないかなという、そういう提案でございます。

ですから、9月までの分は人数分や被災件数でお配りされているようでございますから、それは変えない。ただ、10月以降の長期にわたる配分を考えるのであれば、少し配分の仕方を工夫しないと、各自治体さんでも取り扱いが難しいのではないかとということに配慮したという趣旨でございます。

○堀田会長 どうぞ。

○千葉県 ということは、事務の効率化ということが1つあるということと、もう一つは、こういうやり方をしないと、基金をつくった場合に、もしかしたら最終的な精算の段階でマイナスの可能性も否定できないということでしょうか。

○社会・援護局総務課長 そうなりませんかね。

○堀田会長 マイナスの可能性があっては困るんですけども、ともかく9月30日まででも早くということでもやりました。

これからはじっくり公平にということも非常に重要になってきますし、遺児等を考えると、基金をつくって長らくの支援も、その中から考慮するという事もあるだろうと思います。だからそういう基金、これは遺児・孤児に限りません。その後判明した場合の適正な処理をするための基金というようなことも考えられまじょうし、そういう長期的な処理をしようとするれば、精算しないで、むしろしっかり都道府県のほうで、あるいは市町村のほうで、それを基金等の形で保持していただくことを可能にしたいと。そういう実務を可能にするような意図だろうと思いますが。

○千葉県 ちょっと先の話かも知れませんが、9月30日分までのものを3月以降に精算するということですが、国レベルでの精算ということだと思います。実際の配分は都道府県とか各市町村が配分の基準をつくって配分しているわけですが、やはり最後の段階になってどうしても割り切れないとか、そういうことで余ると思います。額は少額になるかもしれませんが、市町村レベルになるとそういった残余が出るということはあると思いますので、よろしくをお願いします。

○堀田会長 そういうことも配慮してのことだと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、提案者から提案されておりますとおり、この資料3-1「今後の義援金の配分の考え方」、先ほど実質的に確認いたしましたのが、こういうことでこの委員会の決定ということによろしゅうございますか。

そして、これも確認ですが、資料3-2、「第2次配分に当たっての共通認識」ということで、枠、ルールをつくりました。柔軟にはやるものの、このルールはずっと最後まで生かすということで、それもよろしゅうございますか。

では、本日の議題の主要な点は決められたと思いますが、資料4に「福島県からの要請について」というのがありますよね。その他の議題ということになるかと思いますが、これは福島県からご説明いただけますか。

○**福島県** 大変皆様にはと世話になっております。

福島県から要請ということで、またお願いということではありますが、福島県の現状につきましては、もう既に皆様ご存じのとおりでありまして、福島県におきましては、地震、津波、それと東京電力の福島第一電子力発電所の事故、この事故はまだ収束していないという状況の中で、現在でも県内に約3万5,000人、それから県外、これは北海道から沖縄の皆さんのお世話になっておりますが、6万人に及ぶ方々が避難しております。

そういう状況の中で、南相馬市につきましては、福島第一電子力発電所の水素爆発等に伴いまして、市の大部分の区域が避難者指示区域、そして屋内退避区域、これはその後、警戒区域とか計画的避難区域、緊急時避難準備区域というふうに変更になっておりますけれども、大部分の区域がそういう区域に指定されたために、3月16日に、この区域指定以外の区域に関しましても、南相馬市が独自の判断に基づきまして住民に対し一時避難を要請し、一時避難を支援した経過がございます。

そういう状況の中で、南相馬市のほうから福島県に対しまして、義援金配分に関し下記の3つほどの要望があったところであります。

1つ目につきましては、この義援金第1次配分における対象区域を、中間指針、これは東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故による原子力災害の判定に関する中間指針、8月5日に原子力損害賠償紛争審査会のほうで発表しておりますけれども、これの対象区域にあわせた区域としていただきたい。ちょっと細かになりますけれども、この区域につきましては、今まで国の義援金配分の対象となっておりませんでした地域も、この賠償審査会の補償の対象ということで、南相馬市が独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域、これも新たに補償対象区域となったということで、これに伴いまして、南相馬市全域が補償対象区域となったところであります。それにあわせて、義援金の配分の区域もあわせた区域としていただきたいということであります。

なお、これによりまして、この区域が認められました追加配分を受けました義援金につきましては、市単独予算により、南相馬市が区域指定以外の区域に関して既に支払った義援金がありますので、そういう経過から、それに対する財源充当を可能とするようお願いしたいということであります。

2つ目は、第2次配分による対象区域を市内全域、第1次配分と同じように認めていただければ、その市内全域にとらえた配分ポイントに入れていただきたい。

3つ目につきましては、今後の配分に当たっては、市内全域を対象とした配分としていただきたいということであります。

福島県といたしましても、福島第一原子力発電所の水素爆発等により、一時的にせよ、南相馬市が独自の判断に基づきまして市民に一時避難を要請せざるを得なかったとの認識に基づき、南相馬市の要望に沿った見解が示せるよう、ご検討をお願いしたいところであります。

以上であります。

○堀田会長 ありがとうございます。これは実際には、第1次配分については市単独予算で独自の分をやられたと。第2次配分については南相馬市はどうされているんですか。

○福島県 県からポイントに基づいて配分された中で、その中で義援

金を配分しているということでもあります。

○堀田会長 そうですか。じゃ、第2次配分については義援金で独自の分もやられたと。第1次分だけが後で市が単独、市の予算で追加配分されたと、こういうことですね。

○福島県 はい。

○堀田会長 わかりました。福島県は、これは第2次配分のように、南相馬市が独自の区域の、独自といいますか、南相馬市が設定した区域で義援金を使われることについては、県はそれはもちろん、それでよしとされているわけですね。

○福島県 そうですね、市の判断でということ、はい。

○堀田会長 市の判断でできると。だから第2次配分については問題がない。問題は、第1次配分の市が後で追加、市の予算で追加配分された部分を補てんするかどうかということが問題で、これは先ほどの資料3-2の共通認識で言えば、下から2つ目のポツ、義援金を自治体の一般行政経費の歳入不足の補てんのたぐいに充てない、これに抵触するのか。形式的には予算分ですから抵触するんでしょうが、ですから、その分について特例を認めていいのかどうかという、そういうような問題になろうかと思えます。

提案者のほうは、事務局のほうではお考えがありますか。

○社会・援護局総務課長 今までこの委員会で決めていただいたルールは、被災者の支援に使うということですし、今回の義援金はすべて被災者にお渡しするというので、今まで各県、各自治体さんともそれでやってこられたのかなという認識をいたしております。

福島県さんは大変な状況におられるということは重々わかりますし、いろんなご苦労があるということも十分理解しております。その上で、この会議の中では、各自治体でも、いろんなお見舞金とか出しておられるのではないかという気もいたしますし、各自治体の義援金をこの日赤、共募、NHK、NHK文化事業団の義援金と合わせて配付されているところもあるのかなというふうに思っております。委細はわかりませんが、皆さんそれぞれやっておられると思います。

これについては、あくまでも日赤、共募、NHK、NHK文化事業

団に集まったお金を義援金として被災者にお届けしているということで、県の皆さんにもある意味事務負担をしていただきながら、市町村にも事務負担をしていただきながら、やっているところだと思います。どこもそれをした上で、すべて被災者の方々に届けるということをしているのではないかという認識でございまして、配分が決まる前に自治体として市の判断でされたことは順当ということだろうというふうに認識しております。

その上で、ただ補てんというのはどうかなと。これは各自治体の皆様にもお伺いしたいところでありましてけれども、先ほどの6月の判断とは少し異なるかなというふうに感じております。ただ、先ほどご議論いただいた、既に2次配分以降は市の判断をされているということについては、当然そのとおりであり、我々も尊重しておりますし、ルールから何も2次配分以降の扱いは変わっておりません。それから、今後さらに10月以降のいろんな義援金の配分の中で、よく話し合ってくださいということではないかというふうに思っております。ルールはルールかなという気がいたしております。

○堀田会長 事務局はそういう考えのようですが、高橋委員、いかがですか。西崎さん、ありますか。

○高橋委員 福島県の実情について私もよく存じ上げておりますけれども、ただ、このところはなかなかデリケートなところでありましてね。原則は原則として押さえておかないと、全体のバランスというのか、執行状況についてちょっとゆがみが生ずる可能性もあるのかなということでもあります。ちょっと難しいが事務局判断で、3-2の考え方に沿ってやらざるを得ないのかなと思います。気持ちはわかるんですけれども、そういうふうに私は思います。どんなものでしょう。

○堀田会長 西崎さん、いかがですか。

○西崎委員 私も南相馬市のご判断というのは、これはよく理解はできるのですが、この配分が決まる前に行われたご判断、独自のご判断であるということをお考えすると、そこに補てんするという形で再配付することは困難ではないかと思っております。

やはり一番いいのは、第2次配分のように独自でご判断いただいて、

福島県にこの委員会が決めた配分で配分された金額を、新しい観点なら使っていただく、独自の観点から使っていただくということは、これは好ましいと思うんですけれども、さかのぼるといのは無理が出ますし、ほかとの不公平という状況も生まれかねないという気がします。

○堀田会長 ありがとうございます。福島県さんはこの第1次配分するときから、市町村がそれぞれの判断で配分することができる。つまり2次配分について南相馬市がやったような配分を、義援金で配分することができるんだということは説明されていたわけですよ。

○福島県 会長、担当の県庁から来ておりますので、かわって答えさせていただきますのでよろしいでしょうか。

○堀田会長 はい。

○福島県 私ども第1次配分につきましては、申しわけございません。第1次配分につきましては、いろんなやりとりがあったとは思いますが、国のほうで配分割合決定委員会の中で、基準、それから配分対象、それから額がそのまま決められたということで、それが弾力的に使えるかどうかというのは、そのとおりになんだろうというふうに思って、そのままのお配りをお願いしたところではございます。

○堀田会長 第2次配分るときはいかがですか。

○福島県 第2次配分るときには、6月6日でお決めいただいたように、ポイント制で枠配分ということをお聞きいたしましたので、私どもが各市町村に対しては、死亡・行方不明とか、あるいは全壊、半壊を基礎として、弾力的に市町村の実情に応じて配分をいただきたいということでやっております。

第1次配分については、あくまでも配分対象、それから配分額が固定なんだろうという認識で、そのまま市町村にお願いした経過がございます。

○堀田会長 これは第1次配分るときも固定はしていないので、第2次配分るときと同じように、単に国から県への支給に配分するときの基準に過ぎないので、県あるいは県の決定で市町村独自に各実情に応じて配分してほしいということは、ここで決めておいたはずでありま

すし、現にかなりのところではそういうふうにやっていただいたのかなと思います。いかがですか。

ほかの都道府県の方にご意見を伺うのはおっしゃりにくいかもしれませんが、何か、先ほど西崎さんから公平、平等の意見も出ておりますが、いかがでしょうか。

事務局、どうぞ。

○**社会・援護局総務課長** 繰り返しになりますけれども、10月以降の義援金というのは、ある程度より弾力的にいろいろ考えていただければいいのかというふうに思います。ですので、そういう方々も含めて、さらなる配分があるとか、いろんな工夫をされたらよろしいのではないかなと思います。

○**堀田会長** そうですね。

○**社会・援護局総務課長** 義援金をご寄付された方々は、せっかく被災者への支援ということでされていることですから、さらなる支援は非常に結構なことだと思いますけれども、あくまでも被災者の視点に立たれるというのがよろしいのではないかと思います。それから、2次配分については、県とまたそこでいろいろ協議してやっていただければどうかと。あくまでもそこは、この場というのは各県にまず枠でのお渡しということであり、先ほどご説明があったように、その中でどう使われるかということだろうと思います。

○**堀田会長** ここのご提案の3つ目の、今後の配分に当たっては市内全域を対象とした配分をすることと。これもその実情に応じて、もちろん南相馬市のご判断でできることでありますので、そういうふうに柔軟な対応、義援金を柔軟に配っていただくことは結構であります。一度行政経費から出した分についての補てんという形になると、これは義援金で補てんするというのはいかななものかというのが、手続問題として、それからほかの市町村等々配分の仕方との公平の問題点から、疑問点が提起されているところであります。

日赤さん等、特段のご意見ありますか。あるいはNHKさんだとか。どうぞ、福島県さん。

○**福島県** 補てんということにつきまして、ちょっと私のほうから、

南相馬市のあれでないんですけれども、あくまでも今の区域指定外の部分について認めていただければ、それについても先行して義援金を配っておりますので、その配った義援金の部分について、それがいわゆる義援金対象区域と認めていただければということで、結果的には補てんなんだと思いますけれども、あくまでも一般財源を補てんするというイメージではなくて、既に先行して南相馬市が配ったところは義援金の対象と認めてもらったということを踏まえれば、それを既に義援金を配ったものについて、後でいただいた義援金ですけれども、それを補てんさせていただきたいということだというふうにとっておりますので。

○堀田会長 どれだけの方々に配られるかは、ここも何度も繰り返になります、市町村に任されておること、それは福島県さんも最初からそうされていることですので、そうお認めになったことは、それはもう何の問題もない。そうしてそこに配ることも何の問題もない。ただ、義援金を配らなかった第1次分、配らなかった分について、市の予算で追加して配られた分について、後から渡すお金でそれを埋めるという、その点が手続的に非常に問題にされたということでもありますので、もう一度県と南相馬市のほうでしっかりここでの議論、いろんな意見が出たというのを踏まえていただきましてご判断いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。ここでみんなで決めるというのも余り適正とは思いませんので、もう一押し詰めていただければと思います。よろしくお願いします。

そのほかに問題はありますか。

○社会・援護局総務課長 次の議題です。内閣府のほうから報告があるということです。

○堀田会長 資料の5ですか。内閣府さんから、その他の次の問題です。

○内閣府 本日は時間をちょうだいしてありがとうございます。

私のほうから資料の5についてご説明させていただきます。

国でお預かりしております義援金の配分につきましては、被災状況に応じた按分方法によりまして、配分する第2回の本委員会で決定さ

れましたのと同じ方法によりまして配分することで承認をいただきまして、ありがとうございます。

忙しい中、持ち回りの委員会開催ということで、委員の方々を初め、厚生労働省の方々の協力にこの場をかりまして御礼を申し上げます。

国でお預かりしています義援金は、お手元の資料の5にございましており、約31億5,100万円であります。今回はその中から29億5,600万円を被災都道県に送る手続を完了いたしました。また、現在でも被害が判明していない部分もありますので、一部を留保させていただいております。被害が判明したときに追加で配分をさせていただくというふうに考えております。

最後に、国で義援金をお預かりすることは今回初めてということで、我々も戸惑いながら業務を進めてまいりました。今後とも本委員会と密に連絡を取り合い、業務を進めたいと思いますので、引き続きよろしくお願いを申し上げまして、私の説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○堀田会長 ありがとうございます。そういうご報告であります。

これで大体、今後の義援金の扱いを含めまして大綱が決まったことと思いますので、1次、2次分についてはなお迅速ということが決定的要件であるということで、よろしくお願いをいたしたいと思っておりますし、10月1日以降寄せられた分につきましては、適正に全体を考えて、各自治体の実情に応じてお決めいただければうれしいと思っております。それが本日の基本的な決定であります。

なお、そのほかに3点ほど。

1つは、これは被災者のことですが、私も被災地をずっと回っておりますけれども、義援金に大変感謝されておりますし、また期待もされております。ただ、この義援金として、つまり多くの方の厚意で、善意で生活支援がなされているこのお金と、制度上のほかのいろんな支援がありますが、国からの支援等々ありますけれども、これが被災者レベルでは認識されていない、その違いが十分わかっていない。だから義援金も何か国の義務として、生活支援のために配るお金ではないかというような認識の被災者も結構おられますので、その点はぜひ

義援金の特別な性質をしっかりと被災者に伝わるように配慮をいただきたい。これが一つであります。

それから2つ目は、これは週刊誌とかネットでいろいろ問題にされておりますが、この義援金につきまして、手数料とかそんな名目でいろいろ中抜きをしているのではないか。私の法律事務所まで疑われておりまして、日赤さん、NHKさん等々、そういううわさの被害者であろうと思います。その点はくれぐれも日赤さん、それからNHKさん、共募さん、この配分についての大変な手間暇、それぞれのご負担でやっていただいております、事務局を務めていただいた厚生労働省さんも同じであり、私どももちろん同じであります。ぜひ、これ全額がしっかり被災者に渡るお金であるということを、絶対に誤解がないように、ご説明徹底方ご協力いただければうれしいと思います。ひょっとすると、都道県も市町村も疑われているかもしれませんので、ぜひそういうことがないことを徹底していただきたいと思います。

それから、最後に、配分につきましては最後を見通しましての本日の会議となりましたが、今回のこの配分については、やっぱりどうしても被災者のお手元に渡るのが遅かったという、この点が大きな問題でありまして、今後こういう大震災が起こることは望まないといえますか、あつてほしくはないのであります、しかしあり得ることを考えて、今後の配分がより迅速に効率的に行われるように、ぜひしっかり日赤さん等々、事務を扱われる方々、事務局も含めましてでしょうか、ご検討いただき、何かあったときはすぐ、さっと動けるような仕組みをご提案、あるいはつくっていただく、そういうことが今回の反省として望まれます。もう既にいろいろとご検討されているのかなと思いますけれども、ぜひそれをしっかり詰めていただきまして、公にいただければうれしいと思います。

私からは、以上、お願いいたします。

ほかに、ヤマザキ局長もご出席いただいておりますが、何かいいですか。日赤さん等々、NHKさん、共募さん、いいですか。

では、皆様方、ちょっと時間が延びてしまいました。すみませんでした。大変難しい問題を、思慮のあるお知恵を出していただきまして

ありがとうございました。ここで最後まで見通す仕組みができましたことを喜んでおります。

なお、福島県さんは、南相馬市さんとよろしく詰めていただきたいと思います。

どうも皆さん、貴重な時間をありがとうございました。

午前11時24分閉会